

文教大学東京あだち校舎文化会規約

前文

私達は、自主的な文化創造活動を通じて、私達自身の利益の追求及び各団体共通の目標である文化の向上を理念とし、ここに結集する。この活動は単に学内に留まるものではなく、地域文化の担い手になることをも目的とするものであることを忘れてはならない。

第1章 総則

第1条 名称

本会は、文教大学東京あだち校舎文化会と称する。

第2条 所在

本会本部は、東京都足立区花畑 5-6-1 文教大学東京あだち校舎内に置く。

第3条 会の目的

本会は、前文に掲げた理念を目標とし、これを達成することを目的とする。

第4条 事業

本会は、会の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 全学生の文化活動に対する協力・賛助
- (2) 文化会所属各団体間の調整
- (3) 他大学との交流
- (4) 地域社会との文化的交流
- (5) その他、目的達成に必要と認められる事業

第2章 会員

第5条 会員

本会は、部長会で正式に加盟を認められた団体の構成員を会員とする。

第6条 資格

学友会会則第3条による者が会員になるための資格を有する。

第3章 団体及び会員の権利と義務

第7条 団体及び会員の権利

本会会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会会員は総会に出席し、発言・議決することがで

きる。

- (2) 本会会員は、部長会及び各種委員会を傍聴することができる。

- (3) 本会会員は、本部役員を選ぶことができる。

- (4) 団体及び本会会員は、総会ならび部長会、そして各種委員会の開催を要求することができる。

- (5) 団体及び本会会員は、本部に対し部長会で議題を提案できる。

第8条 団体及び会員の義務

本会会員は、次の義務を負う。

- (1) 団体は、総会・部長会・各種委員会の決定に従わなければならない。

- (2) 団体及び本会会員は本会規約に従わなければならない。

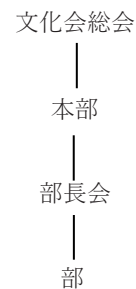
第4章 組織

第9条 機関

本会は会議運営のために次の機関を置く。

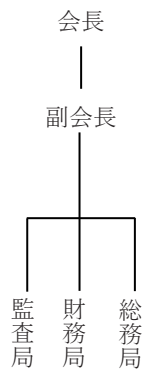
- (1) 総会
- (2) 本部
- (3) 部長会
- (4) 部

文化会組織図



第5章 本部

本部組織図



第10条 構成及び権限

本部は、本会唯一の執行機関である。

文化会会長（以後会長）、副会長（3名）及び各局の局長（各1名）を合わせて本部役員とする。本部役員に各局の局員を合わせて文化会本部と称する。

第11条 機関

本部は、会長、副会長及び以下の機関で構成される。

- (1) 総務局
- (2) 財務局
- (3) 監査局

第12条 任務

会長は本会を代表し会務を掌握する。副会長は会長を補佐し、会長が会務を行うことができない場合は会務を代行する。

第13条 各局の任務

1. 総務局
 - (1) 本部活動に伴う諸手続き及び事務
 - (2) 備品管理
2. 財務局
 - (1) 各団体への予算の分配
 - (2) 本部予算原案と決算報告書の作成
 - (3) 各団体の会計監査
3. 監査局
 - (1) 各団体の活動状況及び実情の監査

第14条 本部会議

本部役員及び各局局員により構成される。

第15条 本部会議の閣議

1. 月1回の定期本部会議

2. 会長が必要と認めた場合召集される臨時本部会議

3. 本部委員の3分の2以上が会長に要求した場合召集される臨時本部会議

第16条 本部役員の選出方法

会長・副会長及び各局長は、立候補及び選挙にて選出し、会員の承認を得る。

立候補のない場合は会長が任命し、会員の承認を得る。

第17条 各局局員の選出方法

各局局員は局長によって選出される。

第18条 任期

本部役員の任期は任命から1年とし、欠員が生じた場合、会長が代任を選出することとする。

第19条 局の成立・廃止

会長は、必要に応じて新しい局を編成もしくは廃止することができる。

第6章 総会

第20条 構成及び権限

総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

第21条 総会

- (1) 定期文化会総会は年2回これを招集する。
- (2) 別に定める臨時総会

第22条 開会の手続き

総会開会権は会長が持つ。

第23条 総会の成立

総会は、全会員の3分の2以上の出席をもって成立とする。また、委任状による出席も認める。

第24条 決議

総会での決議は、出席者の過半数の賛同をもって決議される。

第25条 臨時総会

以下の場合、会長は臨時総会を開会する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 全会員の3分の2以上の要求があった場合

第7章 部長会

第26条 構成及び権限

部長会は文化会所属各団体の代表をもって構成し、総会につぐ第二の議決機関となる。

第 27 条 閣議

部長会は次の場合開会される。

- (1) 月 1 回の定期部長会
- (2) 会長が必要と認めた場合招集される臨時部長会

第 28 条 部長会の成立

全部長の 3 分の 2 以上の出席により成立する。委任状は認めない。ただし、代理人は認める。代理人は必ず、部長欠席の理由書とともに、代理出席届を本部に提出し、会長の許可を得る。

第 29 条 決議

部長会での決議は、出席の過半数の賛同をもって決議される。

第 8 章 各種委員会

第 30 条 構成及び権限

重要課題と思われるものに対して各種委員会が設けられる。委員会は委員長（1 名）、副委員長（1 名）及び委員で構成される。委員会は、その執行に対して権限を持つことができる。

第 31 条 委員会の設置

以下の場合、会長は新しい委員会を設置する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 全部長の 3 分の 2 以上の要求があった場合

第 32 条 期限

各種委員会の設置は 1 年間とする。

第 9 章 財政

第 33 条 財政

本会の財政は、学友会によって割りあてられる学友会費、その他の収入をこれにあてる。

第 34 条 予算

本会の予算とは、本部及び団体に配分するものを指す。

第 35 条 予算査定について

団体の予算査定は、監査局が活動状況及び実情を考慮し、財務局が各団体の次年度予算の要求枠を定める。

第 36 条 決算について

各団体は、財務局の指示に基づき、決算報告書を作成・提出し、財務局の承認を受ける。

第 37 条 会計年度

会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 38 条 その他

その他、財政に関する事項は、財務局の決定によるものとする。

第 10 章 選挙

第 39 条 会長の選出

会長の選出は選挙により行う。

第 40 条 選挙の時期

選挙は、後期文化会総会の前に行うものとする。

第 41 条 有権者

文化会会員をもって有権者とする。

第 42 条 選挙管理委員会

会長の選挙は、文化会選挙管理委員会がこれを行う。

第 11 章 部

第 43 条 加盟

文化会に加盟を希望する団体は、サークル設立後 2 年以上経過の要件を満たしたうえで文化会本部に届出を行う。その後、部長会での 3 分の 2 以上の賛同を得た後、総会での承認をもって、部として本会に加盟するものとする。ただし、公認サークルとしての活動実績を踏まえて早期に部に昇格する資格を有すると認められたサークルに限り、部長会での 3 分の 2 以上の賛同を得た後、総会での承認をもって、サークル設立後 1 年が経過した段階で文化会に加盟することができる。この例外措置は、体育会を含めた東京あだち校舎の部室が満室の際には効力を持たない。部室が空室となった場合、効力は復活する。

第 44 条 脱退

文化会からの脱退を希望する団体は、文化会本部に届出を行い、部長会での承認を経て、本会から脱退するものとする。

第 45 条 除名

本会に所属する団体として不適当と認められる団体は、部長会の決議により除名するものとする。

第 46 条 部

各部は、5 名以上の会員から構成される。ただし、本部が認めた場合はこの限りではない。

第 12 章 規約の改正

第 47 条 規約改正の手続き

この規定の改正は、加盟団体全部長の 3 分の 2 以上の賛同により部長会でこれを発議し、文化会会員に提案して、その承認を得なければならない。この承認には特別の文化会投票又は総会の際に行われる投票において、その過半数の賛同を必要とする。

第 13 章 附則

第 48 条 規約解釈

本会の規約の解釈に関し、疑義の生じた場合その解釈決定は、慣例その他に従って本部で行う。

第 49 条 特別条例

規約で対処できない特別な状況に際し、本会の運営をより円滑にするために、特別条例を作成することができる。

(1) 特別条例は、会長が発議し、部長会に諮り 2/3 以上の賛同をもって決議され、総会で承認を得る。

(2) 特別条例は、その年度の本部の責任により有効期限は、任期末日までとする。

第 50 条 施行

この規約は令和 3 年 4 月 1 日より施行される。

この規約は令和 7 年 4 月 1 日より改正施行される。